

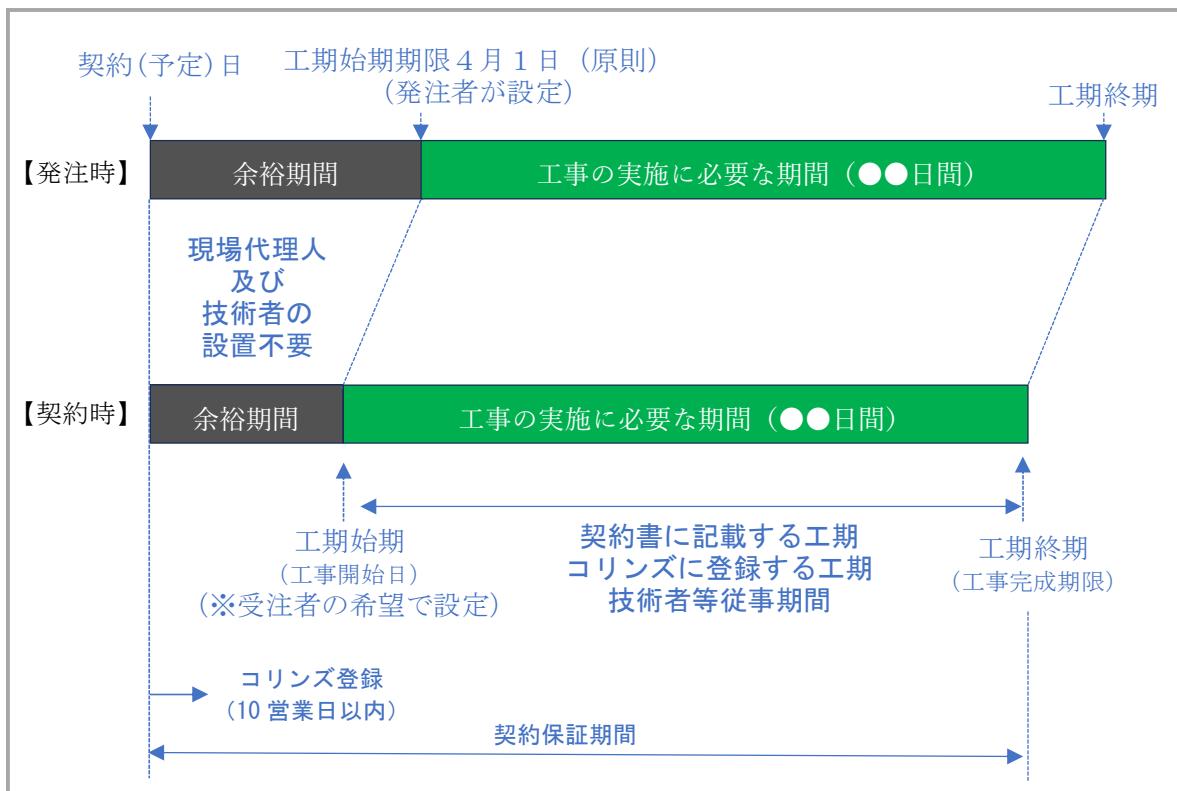
## 埼玉県県土整備部「余裕期間設定工事」の試行について（お知らせ）

埼玉県県土整備部では、受注者の円滑な施工体制の確保を図り、施工時期の平準化を推進するために、柔軟な工期設定（余裕期間設定工事）の試行を開始します。

### 1. 余裕期間とは

余裕期間とは、契約締結日から工期始期（工事開始日）の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に現場に搬入しない資材等の準備や労働者の確保などを行うことができます。

#### 【参考】余裕期間設定工事のイメージ



### 2. 対象とする工事

埼玉県県土整備部が発注する12月補正予算（ゼロ債務負担行為等）を活用した工事を対象とします。ただし、発注者が余裕期間を設定することが不適当と判断する場合は、対象外とします。

### 3. 余裕期間における現場代理人及び監理技術者等の取り扱い

余裕期間中は現場代理人及び監理技術者等の設置を要しません。ただし、コリンズの登録は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に配置予定の技術者等で受注登録を行い、工期及び技術者情報の従事期間は、契約書に記載の工期としてください。